

各種手当等に 該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。平成29年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。

なお、すでに受給している方は、手続きの必要はありません。

☎▷①～④＝子育て支援課手当助成係 (☎042-387-9839) ▷⑤～⑩＝自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位：円)

等扶養親族の数	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※1)		⑤心身障害者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当	
			③本人 上段＝全部支給 下段＝一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者		⑩本人 (20歳未満は扶養義務者)
0人	6,220,000	3,604,000	490,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000	
1人	6,600,000	3,984,000	870,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000	
2人	6,980,000	4,364,000	1,250,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000	
3人	7,360,000	4,744,000	1,630,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000	
4人	7,740,000	5,124,000	2,010,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000	
5人	8,120,000	5,504,000	2,390,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000	
所得適用期間	児童手当、児童育成手当＝平成30年6月～31年5月 義務教育就学児医療費助成＝平成30年10月～31年9月		平成30年8月～31年7月(ひとり親家庭等医療費助成＝平成31年1月～12月)							平成30年11月～31年10月	
所得制限額に 加算する額	【老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人)……………100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成……………60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、老人控除対象配偶者、老人扶養親族が2人以上の場合のみ……………60,000円 【特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)……………150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当……………250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)……………250,000円										
所得から控除する額	本人該当事項	寡婦(夫)控除または当該みなし適用(※2)(③を除く)・勤労学生……………270,000円 ▷寡婦控除の特例加算または当該みなし適用(※2)(③を除く)……………80,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く)……………270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く)……………400,000円									
	扶養親族等・その他各種の控除	障害者扶養控除(1人につき)……………270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき)……………400,000円 配偶者特別控除(①を除く)……………控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、長期・短期譲渡所得特別控除……………控除相当額 社会保険料控除……………一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)									

※1 ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額
※2 地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち一定の要件を満たす方

平成31年4月分から

下水道使用料算定の 従量区分を改定

今後の下水道事業の適正な事業運営を確保するため、下水道使用料算定の従量区分を次のとおり改定します。

今後も、計画的かつ効率的な事業運営と、健全な下水道事業経営に努めますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【改定理由】

本市の下水道は平成31年度以降、管きよの耐用年数(50年)を経過していくことから、多年に渡り更新費用が必要となることが予想されます。健全な下水道事業経営のため、経営状況の把握や、他市との比較がしやすいよう、従量

区分を近隣市や23区内の状況を勘案し、変更することとしました。

【改定内容】

基本水量を10㎡から8㎡に引き下げます。ただし、一人世帯や高齢者世帯などに配慮し、基本料金は据え置きます。

また21㎡～50㎡の区分を、21㎡～30㎡と、31㎡～50㎡の2つに分割し、21㎡～30㎡は1㎡当たり105円、31㎡～50㎡は1㎡当たり120円と改定します。

※公衆浴場汚水、井戸汚水の使用量については、改定はありません

☎下水道課業務設備係(☎042-387-9828)

汚水の種別	排水量	現行	改定後
一般汚水	8㎡以下の分	基本使用料 350円	基本使用料 350円
	9㎡以上 10㎡以下の分		1㎡につき 70円
	11㎡以上 20㎡以下の分	1㎡につき 70円	1㎡につき 105円
	21㎡以上 30㎡以下の分	1㎡につき 105円	
	31㎡以上 50㎡以下の分	1㎡につき 135円	1㎡につき 120円
	51㎡以上 100㎡以下の分		1㎡につき 135円
	101㎡以上 200㎡以下の分	1㎡につき 170円	1㎡につき 170円
	201㎡以上 500㎡以下の分	1㎡につき 210円	1㎡につき 210円
	501㎡以上 1,000㎡以下の分	1㎡につき 250円	1㎡につき 250円
	1,001㎡以上	1㎡につき 290円	1㎡につき 290円

※公衆浴場及び井戸汚水に改定はありません
※請求額は、表を適用して得た額に100分の108(消費税相当分)を乗じます